

職 職 — 4 3 3

令和 7 年 12 月 8 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第 3 条関係	第 3 条関係
1 <u>この条の第 1 項の「人事院の定める要件」は、次に掲げる場</u>	1 <u>年次休暇が認められる非常勤職員の要件及びその日数は、そ</u>

合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる非常勤職員のいずれかに該当することとし、同項の「人事院の定める日数」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) この条の第1項の規定により年次休暇が認められている職員以外の職員 ((4)に規定する特定職員を除く。)において同じ。)であって、6月以上の任期を定めて採用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる職員 6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日 (以下の項において「特定日」という。) 以後の1年間において10日

それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日

(新設)

(ア) 1週間の勤務日が5日

以上とされている職員

(イ) 1週間の勤務日が4日

以下とされている職員

で、1週間の勤務時間が

29時間以上であるもの

(ウ) 週以外の期間によって

勤務日が定められている

職員で、1年間の勤務日

が217日以上であるも

の

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる

(新設)

職員 特定日以後の1年間

において、次の(ア)に掲げ

る職員にあっては次の表の

上欄に掲げる1週間の勤務

日の日数の区分に応じ、次

の(イ)に掲げる職員にあつ

ては同表の中欄に掲げる1

年間の勤務日の日数の区分

に応じ、それぞれ同表の下

欄に定める日数

(ア) 1週間の勤務日が4日

以下とされている職員

(1週間の勤務時間が2

9時間以上である職員を

除く。)

(イ) 週以外の期間によって
勤務日が定められている
職員で、1年間の勤務日
が48日以上216日以
下であるもの

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日 数	7日	5日	3日	1日

(2) この条の第1項の規定によ
り年次休暇が認められている
職員以外の職員であって、(1)
に掲げる場合以外の場合 次
に掲げる職員の区分に応じ、
それぞれ次に定める日数

(2) (1)に掲げる職員が、雇用の
日から1年6月以上継続勤務
し、継続勤務期間が6月を超
えることとなる日（以下「6
月経過日」という。）から起
算してそれぞれの1年間の全
勤務日の8割以上出勤した場
合 それぞれ次の1年間にお
いて、10日に、次の表の上
欄に掲げる6月経過日から起
算した継続勤務年数の区分に
応じ同表の下欄に掲げる日数
を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日 数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

ア (1)ア(ア)から(ウ)までに掲
げる職員のうち、継続勤務

(新設)

を開始した日から 6 月間継

続勤務し、全勤務日の 8 割

以上出勤したもの 次の 1

年間において 10 日

イ (1)イ (ア) 又は(イ)に掲げる

(新設)

職員のうち、継続勤務を開

始した日から 6 月間継続勤

務し、全勤務日の 8 割以上

出勤したもの 次の 1 年間

において、(1)イ (ア)に掲げ

る職員にあっては次の表の

上欄に掲げる 1 週間の勤務

日の日数の区分に応じ、(1)

イ (イ)に掲げる職員にあつ

ては同表の中欄に掲げる 1

年間の勤務日の日数の区分

に応じ、それぞれ同表の下

欄に定める日数

1 週間の勤務日の日数	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日 数	7 日	5 日	3 日	1 日

(3) (1)に掲げる場合に該当して

年次休暇が認められた職員

(この(3)に掲げる場合に該当

して年次休暇が認められた職

員を含む。) である場合 次

(3) 1 週間の勤務日が 4 日以下

とされている職員 (1 週間の

勤務時間が 29 時間以上であ

る職員を除く。以下この(3)に

おいて同じ。) 及び週以外の

に掲げる職員の区分に応じ、
それぞれ次に定める日数

期間によって勤務日が定めら
れている職員で1年間の勤務
日が48日以上216日以下
であるものが、雇用の日から
6月間継続勤務し全勤務日の
8割以上出勤した場合又は雇
用の日から1年6月以上継続
勤務し6月経過日から起算し
てそれぞれの1年間の全勤務
日の8割以上出勤した場合
それぞれ次の1年間において、
1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあって
は次の表の上欄に掲げる1週
間の勤務日の日数の区分に応
じ、週以外の期間によって勤
務日が定められている職員に
あっては同表の中欄に掲げる
1年間の勤務日の日数の区分
に応じ、それぞれ同表の下欄
に掲げる雇用の日から起算し
た継続勤務期間の区分ごとに
定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
6月	7日	5日	3日	1日
1年 6月	8日	6日	4日	2日
2年 6月	9日	6日	4日	2日
3年 6月	10日	8日	5日	2日
4年 6月	12日	9日	6日	3日
5年 6月	13日	10日	6日	3日
6年 6月 以上	15日	11日	7日	3日

ア (1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、特定日((1)に掲げる場合に該当することとなった日に限る。以下この(3)において同じ。)から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

特定日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日 数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

イ (1)イ(ア)又は(イ)に掲げる

(新設)

(新設)

職員で、特定日から 1 年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤したもの それぞれ次の 1 年間において、(1)イ(ア)に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、(1)イ(イ)に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1 週間の勤務日の日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
1 年	8 日	6 日	4 日	2 日	
2 年	9 日	6 日	4 日	2 日	
3 年	10 日	8 日	5 日	2 日	
4 年	12 日	9 日	6 日	3 日	
5 年	13 日	10 日	6 日	3 日	
6 年以上	15 日	11 日	7 日	3 日	

(4) (2)に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員
(この(4)に掲げる場合に該当

(新設)

して年次休暇が認められた職員を含む。) 又は特定職員(継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次休暇が認められないものをいう。) である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア (1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日(以下この(4)において「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

イ (1)イ(ア)又は(イ)に掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、(1)イ(ア)に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、(1)イ(イ)に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
1年	8日	6日	4日	2日
2年	9日	6日	4日	2日
3年	10日	8日	5日	2日
4年	12日	9日	6日	3日
5年	13日	10日	6日	3日
6年 以上	15日	11日	7日	3日

2 前項の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その勤務が社会通念上中断されないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業及び育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の期間は、これを出勤したものとみな

2 前項の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業及び育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の期間は、これを出勤したものとみな

<p>して取り扱うものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>して取り扱うものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>6 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は<u>15分</u>を単位とすることができます。</p>	<p>6 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間<u>(第2条関係第4項に規定する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤職員にあっては、1時間又は15分)</u>を単位とすることができます。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>第4条関係</p>	<p>第4条関係</p>
<p>1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この条の第1項第9号、第12号、<u>第13号</u>、第1</p>	<p>1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この条の第1項第9号、<u>第12号及び第13号並び</u></p>

6号及び第17号の休暇

1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

ウ この条の第2項第1号の休暇 同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、(17)の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者(国家公務員法第55条第1項に規定する任命権者

に第2項第2号及び第3号

の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

ウ この条の第2項第4号の休暇 同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、(17)の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者(国家公務員法第55条第1項に規定する任命権者

及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。)を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ この条の第2項第2号の休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

(2) (1)ウの「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その勤務が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)ウの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この条の

及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。)を同じくする官職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

エ この条の第2項第5号の休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

(2) (1)ウの「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)ウの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この

第2項第1号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3)～(12) (略)

(13) この条の第1項第14号及び第2項第5号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(14) この条の第1項第14号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(1)イ(ア)に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同項(1)イ(イ)に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、

条の第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3)～(12) (略)

(13) この条の第1項第14号及び第2項第8号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(14) この条の第1項第14号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中

それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

(15) この条の第1項第16号の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この(15)において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「人事院が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1

欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

(15) この条の第2項第2号の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この(15)において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「人事院が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1

日当たりの勤務時間に 5 (その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、 10) を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、 1 日又は 1 時間 (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、 1 時間。ただし、当該非常勤職員の 1 回の勤務に定められた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数) とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(16) この条の第 1 項第 17 号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅

日当たりの勤務時間に 5 (その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、 10) を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、 1 日又は 1 時間 (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、 1 時間。ただし、当該非常勤職員の 1 回の勤務に定められた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数) とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(16) この条の第 2 項第 3 号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅

に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当

に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当

該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(17) この条の第2項第1号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第3項から第7項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第2号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(18) この条の第2項第2号の休暇の単位は、30分とし、育児休業法第26条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇

該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(17) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第3項から第7項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、育児休業法第26条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇

は、1日につき2時間(この条の第2項第2号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号、第13号、第16号若しくは第17号の休暇又は1日以外の単位で与えられたこの条の第1項第14号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

経過措置

(削る)

は、1日につき2時間(この条の第2項第5号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第1項第9号、第12号若しくは第13号若しくは第2項第2号若しくは第3号の休暇又は1日以外の単位で与えられたこの条の第1項第14号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

経過措置

1 その雇用の日が平成6年4月1日前である職員であって、6月経過日が平成6年4月1日以

後であるものに対する第3条関係第1項の規定の適用については、同項中「雇用の日」とあるのは「平成6年4月1日」と、「6月を」とあるのは「平成6年4月1日から起算して6月を」と、「6月経過日」とあるのは「平成6年4月1日から起算して継続勤務期間が6月を超えることとなる日」とする。

(削る)

2 第3条関係第1項(1)に掲げる職員のうち平成5年10月1日前から継続勤務している者に対する同項(2)の規定の適用については、継続勤務期間が1年を超えることとなる日を6月経過日とみなす。

(削る)

3 第3条関係第1項(3)に掲げる職員のうち平成13年4月1日前に3年6月を超える、かつ、4年6月に満たない期間継続勤務している者に対する同項の規定の適用については、同日以降、継続勤務期間が4年6月を超えることとなる日の前日までの間は、同項(3)の表3日の項中「8

(削る)

日」とあるのは、「7日」とする。

4 第3条関係第1項(3)に掲げる職員のうち平成5年10月1日前から継続勤務している者の年次休暇については、同項の規定にかかわらず、継続勤務期間が6年を超えることとなる日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合に認められるものとし、その日数は、それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
年次休暇の日数	15日	11日	7日	3日

1 平成29年1月1日前に人事

5 平成29年1月1日（以下

院規則 15—15—14（人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下この項において「旧規則」という。）第4条第2項第6号の休暇（以下「改正前休暇」という。）を使用したことのある非常勤職員の当該改正前休暇と要介護者を同じくする人

事院規則 15—15 第4条第2項第3号の休暇に係る指定期間については、各省各庁の長は、2回（同日が当該改正前休暇に係る旧規則第4条第2項第6号の規定の例による連続する93日の期間内にある場合であって、平成29年1月1日以後の当該期間内の日を末日とする指定期間を指定するときは、3回）を超えず、93日から、平成29年1月1日前において当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初め

「施行日」という。）前に人事院規則 15—15—14（人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則。以下「改正規則」という。）による改正前の第4条第2項第6号の休暇（以下「改正前休暇」という。）を使用したことがある非常勤職員の当該改正前休暇と要介護者を同じくする改正規則による改正後の同号の休暇に係る指定期間については、各省各庁の長は、2回（施行日が当該改正前休暇に係る改正規則による改正前の同号の規定の例による連続する93日の期間内にある場合であって、施行日以後の当該期間内の日を末日とする指定期間を指定するときは、3回）を超えず、93日から、施行日前において当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて改正前休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日

て改正前休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数を超えない範囲内で指定するものとする。

2 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員又は6月以上の期間を定めて任期を更新された非常勤職員（次項に規定する非常勤職員を除く。）に対する第3条関係第1項の規定の適用について
は、同項(1)ア中「6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日」とあるのは、「令和8年4月1日」とする。

3 令和7年9月30日以前から引き続き継続勤務（第3条関係第2項に規定する継続勤務をいう。）している非常勤職員に対する年次休暇に関する規定の適用
については、「「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務

までの日数を合算した日数を差し引いた日数を超えない範囲内で指定するものとする。

(新設)

(新設)

時間及び休暇) の運用について
て」の一部改正について (令和
7年12月8日職職ー43
3)」による改正後のこの通知
の規定にかかわらず、なお従前
の例による。

以上